



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	論説「体育改良ノ一方案」について：明治10年代の北海道における体操科教育に対する問題提起
Author(s)	鈴木, 敏夫
Citation	北海道大學教育學部紀要, 27, 175-182
Issue Date	1976-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29143
Type	departmental bulletin paper
File Information	27_P175-182.pdf



論説「体育改良ノ一方案」について

—明治10年代の北海道における体操科教育に対する問題提起—

鈴木 敏 夫

About an Essay concerned with One Method on
Improvement of Physical Education

Toshio Suzuki

1

北海道の教育会雑誌に、いわゆる体育に関する論稿が登場するのは1885年(明治18)のことである。即ち、函館教育協会雑誌第22号の「体育改良ノ一方案」と題する論説がそれである¹⁾。

これは同年5月に開催された函館教育協会例会の折、会員の斉藤寿蔵が行なった講演の撰録とも云うべきもので、その内容は教育、なにかんづく身体教育の具現化として成立した所の体操科教育確立への問題提起を意図したものであった。

その中で、彼は体育教育の現状を評して「教育ナル語ハ智徳体三育ヲ包含スルモノニシテ決シテ偏重セシム可カラサルハ社会ノ輿論ニシテ……目下、實際ノ景況ヲ見ルニ体育ノ如キハ殆ンド体裁物視セラルルハ豈當地方ノミナラス内地僻在地方一般ノ実況ト謂フハ蓋過言ニ非ラサルヘシ、其レ斯ノ如キハ果シテ教育者ノ本意ナルカ」²⁾と述べている。

つまり、当時の日本には体育を実践するにあたって、それを阻止する社会的障壁があった。確かに「学制」制定以来、政府は富国强兵・殖産興業を期した国家目的のために、体育的基盤の形成を期待した。文部大輔田中不二麻呂に具申した「学監ダビッド・モルレー申報」³⁾における身体教育の位置づけはその典型であったし、三育主義本来の体育の必要性はまがりなりにも認識されていた。

その具体化は体育に関する研究教育機関「体操伝習所」(1878)の設立⁴⁾、「小学校教則綱領」(1881)の公布による体操科の整備となってあらわれた。この時期、一時的に体操科の地位は高まり、教育領域に市民権を得せしめたかに見えた。

しかし、その内実は体育内的諸条件(学習内容・学習指導・施設・教師)を制度的に保障する段階に至らず、また、これを受け入れる側の一般民衆の教育や生活についての社会通念との間には大きなへだたりがあった。

斉藤の指摘した「体育の有名無実化」は当時、拓殖事業が緒についたばかりの北海道では特にはなはだしかったと云えよう。皮肉なことに、北海道における最初のまともな体育に関する論稿が、斉藤の体操科教育確立への問題提起とも云える「体育改良ノ一方案」であった。

従って、この論説は北海道における教科体育（体操科教育）の成立過程を考察する上でいくつかの問題を投げかけている。

<注>

- 1) 函館教育協会, 1881（明治14）創立。機関誌は当初、北海道学事新報（北溟社刊）が代用されたが、第16号より函館教育協会雑誌に変更された。尚、同協会の沿革については「北海道教育史・全道編四」北海道教育研究所編に詳しい。
- 2) 函館教育協会雑誌第22号（1885、6月号）P 8
- 3) 「国家平安の極度に至るは人民の教育に在り故に教育は政府至大の職業と言べし元来人民身の康寧知識の敏捷修身の完全等は等皆教育に因て成るものなり今其理を説かんに教育は人材を陶冶する基本にして勉て人をして其身体を運動して健全を得せしめ且能く人の智と道とを開発す夫智識有て能く事物を興し道理有て能く善悪を弁じ体力有て能く之を施行す故に此三者完全なれば即教育を受けたる人と云うべし」文部省年報 142丁
- 4) 体操伝習所に関する系統的な問題を取扱ったものに、能勢修「体操伝習所を中心とした明治体育史の研究」（逍遙書院）「昭和40年」があげられる。

2

斉藤が何故に体育問題を扱い、重視するに至ったのか、これは理由のないことではない。もともと彼は大阪府出身の士族で、1881年（明治14）函館師範学校三等助教諭として勤務した。サービスの主たるものは茅部山越両郡の巡回受持訓導であったが、彼をして体操科教育に踏み入れさせた決定的な要因は1885年（明治15）の「師範学科取調委員」として出京したことにあった。

この制度は文部省からの各府県知事通達によるもので、「今般東京師範学校ニ於テ本年九月ヨリ来明治十六年七月ニ至ル一学年間……此時期ヲ以テ臨時一教場ヲ開キ」地方における教授法の改良をはかるために設けられたもので、東京師範学校校長高嶺秀夫の発議によるものであった。この伝習の主たる目的は、東京師範学校において1年間、「師範学科ヲ取調べ兼テ本所（体操伝習所）ノ体操科ヲ研修スル予定」⁵⁾ となっているように、体操伝習所修業をも兼ねていた。つまり、教授法の研修の主体は「体操」に置かれたのである。

函館県は師範学科取調委員に斉藤を起用した。ちなみに1883年（明治16）の函館県年報によれば、「将来学事施設上須要ノ件」として体育法（教授法）の改良を挙げている。「体育ノ欠ク可カラサル亦夙ニ体操科アリト雖未タ完全ト謂フヘカラス、故ヲ以テ本年八月、体操術伝習ノタメ助教諭1名ヲ出京セシメタリ、帰任ノ上ハ体育改良ニ着手セントス」⁶⁾ 従って斉藤にかかる当局の期待は極めて大きかったのである。

これに呼応するかのように、体操伝習所は1882年（明治15）に伝習員規則を定め、これまでの給費生募集から師範学校教員及び自費志願による伝習員募集に切りかえた。しかも注目すべきは養成期間が当初の2ケ年から6ヶ月へと縮少されたことである。伝習所は「体操ノ術ハ体育ノ理論ヲ待テ鞏固ナルヲ得ベク、体育ノ理論モ亦体操ノ術ニ徴シテ漸ク確実ナルニ至ルベキヲ以テ、此二者ハ必輔車相依ラザル可カラザル」⁷⁾ として体育理論の重要性を強調したが、いわゆる短期速成による伝習員制度の教員養成に理論研究を求めることは困難であった。従って、結果として体操の技術の取得に力点が置かれた。

このように体育のための体操という論理の成立は「体操だけを手段とした体育という現実を背景に、体操さえ実施すれば体育は実現されるという認識」⁸⁾ をもたらした。

論説「体育改良ノ一方案」について

齊藤は体操伝習所第2期伝習員に名を連ねている。これによって師範学科取調委員終了者は22名である事が判明する。

図表は1883年(明治16)までの卒業生の府県別一覧表であるが、明らかに伝習員制度の切りかえによって修業生数の増加が見られる。そして齊藤の卒業した時期において、各府県に最低1名以上の卒業生がいることになり、師範学校の体操科はようやく体操伝習所の影響を強く反映することとなった。

卒業生徒就職地一覧表

種 別	給 費 生		伝 習 員		計	種 別	給 費 生		伝 習 員		計
	14 7 卒	年 月 業	15 7 卒	年 月 業			14 7 卒	年 月 業	15 7 卒	年 月 業	
体操伝習所	2		2		4	岐 阜 県	1				1
京 都 府	1			1	2	長 野 県		1			1
大 阪 府	2		2		4	福 島 県		1		2	3
神 奈 川 県	1				1	宮 城 県	2			1	3
新 潟 県	1				1	岩 手 県	1			1	2
函 館 県				1	1	山 形 県	1		2	1	4
埼 玉 県			2		2	石 川 県			1	2	3
群 馬 県	1	1			2	富 山 県				1	1
千 葉 県		1		1	2	福 井 県				1	1
茨 城 県		1			1	島 根 県			1	1	2
栃 木 県	1				1	鳥 取 県				1	1
三 重 県			1		1	岡 山 県			2		2
愛 知 県		1	1		2	広 島 県				1	1
静 岡 県				1	1	山 口 県				1	1
山 梨 県				1	1	和 歌 山 県			1		1
徳 島 県			1		1	大 分 県				1	1
高 知 県			1	1	2	熊 本 県	1				1
愛 媛 県	1				1	鹿 児 島 県				1	1
福 岡 県		1		1	2						

「文部省第11年報附録より」

<注>

- 5) 文部省第11年報附録 体操伝習所第5年報 P 918
- 6) 文部省第10年報附録 函館県年報 P 234
- 7) 文部省第10年報附録 体操伝習所第6年報 P 892
- 8) 木下秀明著「日本体育史研究序説」(不昧堂) 1971 P 102. 12行目引用

齊藤は「従来、体操科実施ノ景況如何ヲ顧レバー一日之ヲ温メテ十日之ヲ寒セカスト批評ヲ下サル

ルヲ得ザルナリ、思慮此ニ至ラバ歎一歎ヲ加ヘテ止マズ」⁹⁾と云って学校における体操科教育の低迷ぶりを吐露した。このような状況は、小学校学科課程を規定した小学教則における体操科の位置づけからも明らかとなる。

小学教則は開拓使函館支庁時代に2回(1878年・1880年)、それに函館県になってから1回(1883年)と、それぞれ布達された。

<体操科教授要旨>

「体操ハ其筋骨ヲガシ其体格ヲ益々壮固ナラシムルヲ要ス故ニ校内ニ於テ荒蕪ヲ芟除シ土石ヲ運搬スル等ノコトアラハ勉メテ之ニ服セシメ必スシモ体操書載スル所ニ拘ラス」(明治13年達7月修正)

「初等科ハ四肢運動中等科ハ徒手演習高等科ニ至リテハ器械運動ヲナサシムルモノトス凡体操ハ児童ノ体格ヲ強壮ナラシムル為ナレバ兼テ校内ノ雑役ニ服セシムベシ」(明治16年布達)¹⁰⁾

小学校で体操が教科として位置づけられるのは1879年(明治11)の教則制定からである。しかもそれは「修業時間ハ一日五時間、但体操此時間外」として、課外で実施するよう示されたに過ぎなかった。2年後の改正教則では、一応「体操書」が参考にされているが、労作業を以てこれにあてている。そして1884年(明治16)の函館県小学教則の布達によって、体操の内容がようやく示されるに至ったが、配当時間は「一週二時間、適宜之ヲ課ス」とあり、依然として修業時間外にいわば課外として実施された。教授内容の明示は「小学校教則綱領」における体操の内容と同じであるから、これに準拠したものとなっている¹¹⁾。しかしながら、各教科目の程度を詳細に規定した小学教則綱領は、法的拘束性を保持していなかったもので、各府県では弾力的に運用されているし、函館の場合にも「労作業」を代用しても良いことをわざわざ規定している。

このことは、当時の小学校教師が体操技術をどの程度熟知していたのかということと密接にかかわっている。また、中央からの派遣講師による体操科伝達講習会は稀であったし、専門の体操科教師も斉藤の体操伝習所派遣によって初めて実現したことを考慮すれば、体操の実施の程度については極めて疑わしい。従って、体操の代用としての労作業は体操科の体裁をつくろう補完物であって、教授法をマスターしていない教師に対する間に合わせ的な措置であった。

小学教則では体操科の目的を教育上欠かすことの出来ない健康と体力の獲得を使命とし、その手段として「身体の運動」(体操)を位置づけているが、方法論的にも具体性を欠いたため、実際には等閑視された。

<注>

- 9) 函館教育協会雑誌第22号「体育改良ノ一方案」P 5
- 10) 函館師範学校第1年報
- 11) 学科課程「体操 初等科のはじめは適宜の遊戯をもってこれにあて、漸次徒手運動に及ぶべし。中等科高等科に至っては兼て器械運動をなさしむべし」(第25条)

4

学制以後の東京師範学校を中心とした官立師範学校体制の中で、各府県においても教員養成機関が設立された。函館では1875年(明治8)を境にいくつかの設立をみた¹²⁾。

これらの養成機関は修業期間が6ヶ月の短期速成的な機関であり、主として現職の教員再教育を目的としていた。

1880年(明治13)11月、既設の小学教科伝習所を改称して函館師範学校が設立された。当初の学科程によれば、体操は物理・化学・修身などと共に教科目として位置づけられた。その内容は「独見書」によるものであったが、これは文部省刊行「体操書」のことで、主として操練式の秩序運動と徒手・手具体操ならびに走・跳・投・懸垂等の基礎体力的な運動を教材化したものであった。

この採用は既に小学教科伝習所においてみられるが、毎月の授業時間内に組み入れられて実施されたものではなかった。改正教則(1881)では「体操書載スル所ニ拘ラス」としているし、実際には師範学校は体操よりも労作業・撃剣・遠足などが奨励された¹³⁾。

このように、たてまえとしては東京師範学校教則に準じながらも、施設用具の貧困、体操科教師不足という状況から、体操の導入は形式的にならざるを得なかった。

このような状況は、函館のみならず各地方の師範学校に共通した一般的動向であったが、体操科教育のあいまいさは、師範学校課程と教授内容の整備をはかった「師範学校教則大綱」(1872)における体操の位置づけからも歴然としていた¹⁴⁾。

1883年(明治16)の「函館師範学校規則」によると、智徳体の三育主義をとり、体操科の目的は健康の保持増進をはかり、合わせて精神的効果を求めている。

「体操ノ要ハ身体ヲ健康ナラシメ精神ヲ快活ナラシメ以テ能ク学業ノ勤苦ニ耐フルノ気力ヲ保全セシムルニ在、先ツ初メニ美容術ヲ授ケ次ニ徒手演習器械演習ヲナサシメ兼テ歩法ヲ演習セシムベシ」(教授要旨第22号)

また、教科課程の体操には体操伝習所で行なわれていた新体操法の採用が見られる。このことは必然的に小学校の体操科にも影響を与えることになる。小学校教員の体操技術の習得は斉藤の帰函と同時に、具体的には体操講習会によって付与されて行った。

<注>

12) 函館師範学校第1年報 P 2~P11

13) 同上 P11~P14

14) これによれば師範学科は初等(1ケ年)中等(2ケ年)高等(4ケ年)の三科に分け、そのいずれの場合にも体操が学科目に取り上げられた。学科目の体操は「適宜之ヲ授クベシ」とあり、しかもその内容を指示する迄には至らなかった。

5

斉藤は国民の幸福のために「体育ヲシテ善良ノ途」に進ましめ、現行教育の欠陥を指摘し、智育徳育教育とともに体育を実施することが重要であることを強調した。このような見地から体育論を展開するのであるが、特に重視した点は、体操科教育を確立させることであった。

「体育ノ要用ナルハ県令頒布スル所ノ小学教授要旨中生理ノ部及ビ体操ノ部ニ於テ明文アレハ、諸君モ知ラルル通り心身ノ関係タルヤ連絡一致シテ動作ヲ発呈スヘキモノナリ……心身関係ノ緻密ニシテ離間ス可カラサルハ事実ニ照シテ争フ可カラサルモノナリ、身体ノ完全ナルハ働作ノ資本ナル可シ言ヲ換ヘテ云ハバ体育ハ智徳両育ノ基礎ト云フ可キモノナリ」

体育の要部を占める生理(衛生)は「各学校實際ノ景況多少ノ消長差異アリト雖之ヲ管理スル方法」が一応、適切に行なわれている反面、体操科は十分に機能していない。これまで放置されていた教育のこの重要な領域を体系化し、「教育上事理ノ當サニ然ラサルヘカラサル所以」すなわち、一つの相対的独自領域とすることが急務であると考えた。しかしながら、そのための理論的構築は彼自身、

「爰ニロヲ鎖シテ他日ヲ俟テ開陳セン」と述べ、ほとんど論及する事が出来なかった。そして運動場・体育館（施設）、指導者、活動組織等に関する実践的側面からの改善を指摘したに過ぎなかった。だが、この指摘は当時の学校において、どれ一つとして充足されていなかったし、その意味では現実的かつ具体的な提起であった。

その後、特に明治20年代に至って、体育に関する論稿が教育会雑誌に収載される。これらの検討については本稿の意図ではないのでさしひかえるが、これらの中には既に斉藤の指摘したいくつかの問題が含まれている。また、その初期の文献のほとんどが、斉藤にはじまる体操伝習所卒業生によるものであったことを指摘しておきたい。

附表

北海道体育文献目録（1885～1911）

発行	発表	筆者	題名	誌名
1885 (明18)	6月	斉藤寿蔵	体育改良ノ一方案	函館教育協会雑誌25号
1886 (明19)	4	遠藤克己	体育論	” 35号
1887 (明20)	9	鈴木兵八	小学簡易科ニ於ケル徳体ニ育ヲ論ス 体操科講習会	松前教育会雑誌 14号 ”
1882 (明21)	3	中山清	教育ト衛生ノ関係	” 19号
	7	中山清	食物及運動ノ事並ニ其関係	” 23号
	10	レナード・マルチーノ	学生に身体全部を運動すべき体操の必要	” 26号
			吉岡村海陸大運動会並に批評	”
1889 (明22)	3	秋山亨	体操術は社会に必要なもの	” 30号
	12	秋山亨	戸外遊戯について	” 38号
1890 (明23)	1	秋山亨	戸外遊戯	” 39号
	6		第4回大運動会記事	
1891 (明24)	4	岩谷英太郎	室内体操場の必要	北海道教育会雑誌2号
	7	山名次郎	健康と道徳	” 5号
1892 (明25)	11	山田雅之丞	体育論一般	松前教育会雑誌 69号
			体操科教授一法	”
1893 (明26)	7	横山音吉	元気養成論	” 76号
1894 (明27)	1		体育の急務	北海道教育雑誌 27号
			体操の無実・体育と徳育	”
1895 (明28)	1		六号訓令に対する三嶋氏の意見	”
1897 (明30)	1	三嶋通良	体格を偉大ならしむる一新法	” 51号
	8		日本体育支会北海道支会入館の勃興	” 57号
1898 (明31)	3	三嶋通良	小学校用机腰掛取調報告	” 63号
	9		教育と衛生の事につきて 学校の衛生	” 69号 松前教育会雑誌 114号

論説「体育改良ノ一方案」について

発 行	発 表	筆 者	題 名	誌 名
	10 月	下 野 熊 太 郎	体育論其一	松前教育会雑誌 118 号
	12	逸 見 文 九 郎	学校生徒の疾病	” 120 号
1899 (明32)	5	藤 田 柏 亭	戦闘遊戯	北海道教育雑誌 77 号
	9	牧 口 常 三 郎	興味の永続する遊戯の一種	” 81 号
1900 (明33)	5	松 野 勇 彌	小学校遊戯法について	” 89 号
	6	池 田 醇	体育に付て	” 90 号
		松 野 勇 彌	遊戯につきて	”
	8	勝 又 英 次 郎	運動場の教育的価値	” 92 号
		松 野 勇 彌	遊戯に就きて	” 92 号
1901 (明34)	12	小 山 内 東	小学校における体操科	” 96 号
		松 野 勇 彌	遊 戯	” 97 号
1902 (明35)	7	天 野 孝 三 郎	小学校における生徒の看護につきて(一)	” 114 号
		大 平 国 吉	遊戯一般	”
	9	天 野 孝 三 郎	小学校における生徒の看護につきて(二)	” 116 号
	10	天 野 孝 三 郎	小学校における生徒の看護につきて(三)	” 117 号
	12	宇 佐 美 太 郎	体操に就て	” 119 号
1903 (明36)	1		運動場に於ける女兒	” 120 号
	8		公立小学校運動場解放の件に付建議	” 127 号
	10	牧 信 立	改正普通体操法	” 129 号
	12	逸 見 文 九 郎	体操の必要を論じ、併せて学生生徒の体格に及ぶ	” 130 号
1904 (明37)	6	横 山 ・ 牧	小学校における体操ならびに遊戯	” 137 号
	7	西 田 ・ 牧	教育的体操法	” 138 号
	8	牧 信 立	身体と体操との関係	” 139 号
	12	工 藤 ・ 牧	新撰小学校体育法に就て	” 143 号
1905 (明38)	2	工 藤 ・ 牧	運動の生理的關係	” 145 号
		千 葉 金 樹	小学校の運動会授賞に就て	”
	3		北海道における遊戯調査事項	” 146 号
	4	工 藤 ・ 牧	国民教育における体育	” 147 号
			北海道における遊戯調査事項	”
	7	梶 川 勝 三 郎	小学校における運動会の原理方法	” 150 号
			北海道における遊戯調査事項	”
	9	松 丸 乙 近	ローンテニス法に就て	” 152 号
	10	安 達 常 正	生徒児童の作業中の模範姿勢に関する規定	” 153 号
1906 (明39)	1	井 野 長 司	児童の歓迎する冬期戸外遊戯	” 156 号

教育学部紀要 第27号

発 行	発 表	筆 者	題 名	誌 名
	3 月	工 藤 ・ 牧	運動の身体に及ぼす効果 体操遊戯取調報告（文部省）	北海道教育雑誌 " 158 号
1907 (明40)	4	工 藤 政 治	水泳と海事思想の養成 新式体操法の研究に就きて	" 166 号 " 171 号
	7	服 部 教 一	ドイツにおける体操に関する報告	北海之教育 174 号
1909 (明42) 1910 (明43)	9	梶 川 勝 三 郎	運動会に関する理論の研究は如何	" 200 号
	1	工 藤 ・ 長 野	改正歩兵操典と小学校	" 204 号
	7	梶 川 勝 三 郎	学校医問題	" 210 号
	9	松 山 隆	隊列運動に就て	" 212 号
	10	松 山 隆	連続体操について	" 213 号
	11	松 山 隆	小学校における行進遊戯	" 214 号
1911 (明44)	5	松 丸 乙 近	腹式呼吸法を学校体操に應用するの議	" 221 号
	6	小 川 章 太 郎	運動会実施上の注意	" 222 号
	7	小 田 切 林 造	忘れられたる体操科の目的	" 223 号